　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和7年3月1日

（派遣元）

△△△△株式会社　御中

（派遣先）

□□□□株式会社

担当者氏名 ○○○○

**延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

　労働者派遣法第40条の2第7項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限(事業所単位の期間制限)に抵触することとなる最初の日(以下、「抵触日」という)を通知します。

記

１　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

　　　□□□□株式会社　岡山支店

２　上記事業所の延長後の抵触日

　　　令和１０年４月１日